

五島市監査委員 各位

将来の財務会計行為に対する住民監査請求の適法性について（補足意見書）

令和7年12月1日付で提出した五島市職員措置請求書（以下「本件措置請求書」といいます。）は、令和7年12月3日開会の五島市議会定例会において上程される予定の「議案第123号 和解及び損害賠償額の決定について」（以下「本件和解案」といいます。）に基づく和解金5,800万円の支出等について、地方自治法第242条第1項第1号及び同項第4号に基づき、違法又は著しく不当な財務会計行為の防止及び是正を求めるものです。

和解案に関しての住民監査請求書について、

本補足意見書は、本件和解案に基づく支出が、現時点ではまだ実際の支出行為として行われていない段階であることを踏まえ、「今から起こりうる将来の財務会計行為」が住民監査請求の対象となり得ることを確認し、本件措置請求の適法性について意見を述べるものです。

1 地方自治法第242条第1項の規定（将来行為の明示的な包含）

地方自治法第242条第1項は、住民監査請求の対象となる行為について、次のように規定しています。

「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある

（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、…これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め…必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」

ここで明示されているとおり、住民監査請求の対象は、すでに行われた財務会計行為に限られず、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」を含むとされています。

すなわち、同項は立法上、住民監査請求制度に「予防的機能」を付与し、違法又は不当な財務会計行為が現実化する前の段階で、住民が監査委員に対しその防止を求めることを予定しています。

2 総務省・自治体実務における解釈

(1) 条文趣旨を踏まえた自治体の公式説明

各自治体の監査委員事務局等が公表する「住民監査請求の手引」や制度説明においても、地方自治法第242条第1項の趣旨に基づき、将来の行為が監査請求の対象に含まれることが明示されています。例えば：

- 広島市の「住民監査請求について」では、請求の対象となる事項について

「違法若しくは不当な財務会計上の行為等があると認められる場合並びに、アの財務会計上の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合です。」と説明されています。

- 福井県勝山市「住民監査請求とは」では、監査対象となる①～④の財務会計行為について、

「※①～④は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象になります。」と明記されています。

- 川口市（埼玉県）の「住民監査請求（地方自治法第242条）」では、請求対象として、

「1. …違法または不当な次の行為（公金の支出等）」
「2. 上記の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」を掲げています。

- 静岡県掛川市「住民監査請求について」においても、監査請求ができる場合として、

「3. 上記1の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合」とされており、具体的に条文を踏まえた説明がなされています。

これらの公表資料はいずれも、総務省の制度解説や法令解釈を前提とした実務運用であり、「行為が行われることが相当の確実さで予測される場合」には、現に行為が完了していなくとも住民監査請求の対象とされることを、実務上の共通理解として示しています。残念ながら五島市のホームページ「住民監査請求」の制度についてでは確認できな

かったが、「この対象となる事項（いつ、どのように行われ、又は行われようとしているのか）を示していただく必要があります。」と記されています。

（２）監査実務における具体的事例

将来行為に対する住民監査請求が受理され、実質審査の対象とされている具体例として、次のような事案が知られています。

- 兵庫県における、いわゆる「安倍元首相国葬儀」に係る公費支出の住民監査請求
→兵庫県監査委員が公表した監査結果では、請求の要旨として、

知事及び議長が公費にて国葬儀に出席・参列することにより、
「公費が支出されることが相当の確実さをもって予測される」
とした上で、地方自治法第 242 条第 1 項に基づく監査請求を受理し、違法性の有無を審査しています。
- 神奈川県藤沢市の「新庁舎建設に関する住民監査請求」
藤沢市監査委員公表第 3 号では、将来締結される実施設計業務委託契約・工事請負契約等の締結差止め及び工事着手時期の延期を求める住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 1 項に基づく監査請求として審査しており、未だ締結されていない契約等の将来行為を対象とする住民監査請求が制度上予定されていることを前提としています。

これらの事例は、監査委員が、将来の公金支出や契約締結といった行為についても、「相当の確実さ」が認められる場合には住民監査請求の対象とし、実質審査を行っていることを示しています。

3 最高裁判例における「相当の確実さ」概念との整合性

地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号（差止請求の訴え）に関する最高裁判例においても、「今後、当該支出が行われるであろうことが相当な確実さをもって予測される」場合には、将来支出に対する差止めの対象となり得ることが認められています。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81601.pdf?utm_source=chatgpt.com

同条は住民訴訟における差止請求を規定するものであり、住民監査請求に先立つ司法救済手段ですが、ここで用いられている「相当な確実さ」の概念は、第 242 条第 1 項の括弧書きにおける「行為が行われることが相当の確実さで予測される場合」と軌を一にするものです。

したがって、将来の財務会計行為に対する予防的な住民監査請求は、立法及び判例法理のいずれから見ても当然に予定されている制度運用といえます。

4 本件和解案への具体的当てはめ

(1) 「相当の確実さ」の充足

本件和解案は、五島市長が「議案第123号 和解及び損害賠償額の決定について」として、令和7年12月議会に提出するものであり、議案書として既に起案され、12月3日開会の定例会に上程されることが予定されています。

和解案に関しての住民監査請求書では、

地方自治法上、議会が当該議案を可決した場合、市長は当該議決に基づき和解契約を締結し、その結果として支出負担行為及び本件和解金5,800万円の支出を行うことになります。

このように、

- ・ ①議案が既に提出（又は上程予定）されていること
- ・ ②議会において賛否が問われる具体的な和解条項及び金額が明示されていること
- ・ ③議案可決の際には、速やかに和解契約の締結と支出負担行為へ移行する行政実務であること

などを総合すれば、本件和解案に基づく和解契約の締結及び和解金支出が、近い将来に行われることは「相当の確実さをもって予測される」と評価すべき状況にあります。

よって、本件はまさに、地方自治法第242条第1項括弧書が予定する「行為が行われることが相当の確実さで予測される場合」に該当し、将来の財務会計行為を対象とする住民監査請求として適法に審査されるべき事案です。

(2) 本件措置請求の内容と予防的機能

本件措置請求書において請求人らは、

- ・ 元職員に対する求償債権について十分な債権保全措置（担保の確保又は強制執行認諾条項付公正証書の作成等）が講じられるまで、
- ・ 本件和解案に基づく和解契約の締結及び支出負担行為並びに和解金5,800万円の支出を行わないよう、市長に対する措置を勧告すること

を求めています。

和解案に関しての住民監査請求書では、

これは、単に過去の財務会計行為の違法性を論じるものではなく、元職員に対する求償債権の保全を前提条件とすることにより、市民に実質的な負担を強いる将来の公金支出を予防し、又はその内容を是正しようとするものです。

このような予防的・是正的な措置を求める住民監査請求こそ、地方自治法第 242 条第 1 項が「相当の確実さで予測される将来行為」を対象とすることで制度的に予定している役割に合致するものであり、本件措置請求は、住民監査請求制度の趣旨に沿う適切な行使というべきです。

5 結論

以上のとおり、

1. 地方自治法第 242 条第 1 項は、明文で「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」を住民監査請求の対象としていること
2. 自治体の公式説明及び監査実務においても、将来の財務会計行為を対象とする住民監査請求が一貫して認められていること
3. 本件和解案に基づく和解契約の締結及び和解金支出は、本件議案の提出状況及び地方自治法上の手続から見て、その実行が「相当の確実さをもって予測される」将来行為であること

からすれば、本件住民監査請求を「未だ行為が行われていない」との理由のみで不適法として却下する余地はなく、地方自治法第 242 条第 1 項に基づく適法かつ相当な住民監査請求として受理されるべき請求事案であります。

よって、今回の監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項が予定する要件を充たし、受理されるに値する請求事案であることを、ここに付言いたします。

つきましては、監査委員各位におかれましては、上記の法令及び実務の趣旨を踏まえ、本件和解案に基づく将来の財務会計行為を対象とする本件住民監査請求を適法なものとして受理のうえ、実質的な監査及び必要な措置に関するご判断を賜りますよう、強くお願い申し上げます。

以上